

令和3年3月25日
京丹後市

「京丹後市海業推進事業計画」(案)に対する意見募集の結果

京丹後市では、「京丹後市海業推進事業計画」(案)に対する意見の募集を、令和3年2月25日から同年3月24日まで行いました。

その結果、1件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。

なお、今後、頂いたご意見を踏まえ、**当該計画の策定の準備**を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、「京丹後市海業推進事業計画」を策定するため、令和3年2月25日から同年3月24日まで意見の募集を行いました。

その結果、1件のご意見を頂きました。

頂いたご意見の要旨とご意見に対する京丹後市の考え方は、別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ計画を修正のうえ、3月25日開催の京丹後市海業振興協議会で本計画を策定するよう準備を進めていきます。

【連絡先】

担 当：京丹後市役所 農林水産部 海業水産課

所在地：〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226

電 話：0772-69-0460

FAX：0772-64-5660

電子メール：suisan@city.kyotango.lg.jp

(関係報道資料)

「京丹後市海業推進事業計画」(案)についてのご意見の募集について

「京丹後市海業推進事業計画」（案）に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	考え方
第二章（４） 漁業及び海業の 推進に必要な事 業について	記載カ所に「天候に 左右されにくい久美浜 湾で「丹後とり貝」や 「真牡蠣」などの養殖 漁業に取り組んでいま す。」とあるが、これ を、「久美浜湾におけ る「丹後とり貝」や 「真牡蠣」などの養殖 漁業を安定的に行うた めの各種取り組みを支 援しています。」にし ていただきたい。	ご意見の内容でございますが、頂きましたご意見の理由のなかで、一つは、養殖漁業についても、大雨などの影響により牡蠣などの成育が悪くなるようなことがあるため、「天候に左右されにくい養殖漁業」という表現は誤りではないかというご指摘。もう一つは、久美浜湾での牡蠣養殖により排出される「廃棄物である牡蠣の殻」については、平成２０年度以降、漁礁や、農業用肥料に活用する取り組みを行っており、循環型社会を考えたたいへん良い取組であり、かつ、これまでから京丹後市も支援してきた経過があることから、当該事項を市民の皆様へ知っていただくことが良いことではというご意見でございました。 そのため、後段の部分につきましては、市も一緒になって取り組んできた牡蠣殻の活用ですので、本計画（案）６ページ最上段の「現状の取組状況」のなかで、「天候に左右されにくい久美浜湾で「丹後とり貝」や「真牡蠣」などの養殖漁業に取り組んでいるとともに、<u>循環型社会実現のため、養殖漁業によって発生した牡蠣殻を、漁礁や農業用肥料へ活用する取組を支援しています。</u>」とご意見を反映し、計画（案）を修正しました。 しかしながら、前段の部分につきましては、同じく、ご意見の理由のなかでご記入されていましたが、京丹後市の場合、冬季の偏西風で、外海での漁業が荒波で出来ないという現状があり、伊根や宮津といった「風裏」とは異なるなかでの表現として使用しているもので、総合計画等でも当該表現を使用していることから、修正をせず、「天候に左右されにくい久美浜湾」という表現のままとしました。

意見に基づき、計画案を以下のとおり修正しました。

「天候に左右されにくい久美浜湾で「丹後とり貝」や「真牡蠣」などの養殖漁業に取り組んでいます。」としていたものを「天候に左右されにくい久美浜湾で「丹後とり貝」や「真牡蠣」などの養殖漁業に取り組んでいるとともに、循環型社会実現のため、養殖漁業によって発生した牡蠣殻を、漁礁や農業用肥料へ活用する取組を支援しています。」に修正いたしました。